

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正	文 化 振 興 課
・クリーニング業法に基づく研修及び業務従事者に対する講習の指定	生 活 衛 生 課
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福 祉 保 健 課
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・公有水面埋立ての竣功認可	河 川 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	砂 防 課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教 育 庁 総 務 課
◎ 公 告	
・契約者等	税 務 課
・土地改良区の定款変更の認可（8件）	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業の工事の完了	〃
・指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の変更	建 築 課
◎ 公安委員会規則	
○安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	交 通 企 画 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生 活 環 境 課

告 示

長崎県告示第496号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 観光振興課関係						別表（第2条関係） 観光振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～5 略						1～5 略					
6	長崎県宿泊施設安・安全・安心・快適化促進事業費補助金	宿泊施設の新型コロナウイルス感染症からの中長期的な回復を目的として、宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる態勢整備を図る。	宿泊事業者が実施する衛生態勢等改善事業	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	県内宿泊事業者						
7	クリーンながさき宿泊施設環境整備事業費補助金	宿泊施設の衛生環境の改善等を目的として、宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる態勢整備を図る。	宿泊事業者が衛生態勢等改善を目的として実施する除菌・滅菌装置等の備品購入	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	県内宿泊事業者						
物産ブランド推進課関係						物産ブランド推進課関係					
1及び2 略						1及び2 略					
3	長崎県産品PR・販売拡大事業補助金	長崎県産品のPR、消費の喚起及び販売の拡大を図る。	長崎県産品の販売の促進（インターネット等を利用した販売における割引キャンペーン等の実施）に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	一般社団法人長崎県物産振興協会等						
4	長崎県飲食店応援キャンペーン支援事業補助金	長崎県飲食店の支援並びに県産品PR、消費の喚起及び販売の拡大を図る。	長崎県内飲食店の支援及び県産品の販売の促進（食事券発行Webサイト等を利用したキャンペーンの実施）に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	食事券発行Webサイト等運営事業者						

長崎県告示第497号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3に規定するクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 研修及び講習の名称
クリーニング師研修
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者の名称及び住所
名 称 公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
住 所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 3 研修日程等、会場の名称及び所在地
 - (1) 第1型<研修のみ>
日 程 令和2年12月6日（日）
会 場 長崎県勤労福祉会館
所在地 長崎市桜町9-6
 - (2) 第2型<研修・講習とも>
受 付 開 始 年 月 日 令和2年10月1日（木）
受 付 締 切 年 月 日 令和2年11月6日（金）
レポ-ト提出締切年月日 令和2年12月18日（金）
- 4 研修及び講習の科目（第1型・第2型とも）
 - (1) 衛生法規及び公衆衛生
 - (2) 洗たく物の受取り、保管及び引渡し
 - (3) 洗たく物の処理
 - (4) 繊維及び繊維製品
- 5 受講料
研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を含まないもの） 5,000円
研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を含むもの） 8,000円
講習受講料 4,500円
- 6 指定をした日
令和2年6月26日

長崎県告示第498号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 医療政策課関係						別表（第2条関係） 医療政策課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～35 略						1～35 略				
36	長崎県 新型コ ロナウ イルス 感染症 検査実	新型コロ ナウイルス 発生時 に、検査 体制の不 足が生じ	次に掲げる資器 材の整備に要す る経費 (1) 次世代 シークエン サー	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	新型コ ロナウ イルス 感染症 の検査 を実施						

施機開 設備整 備事業 費補助 金	迅速な検査が提供できなくなることに 対応するため、必要な資器材について整備し検査体制の強化を図る。	(2) リアルタイムPCR装置 (3) 等温遺伝子増幅装置	する機 関
-------------------------------	--	--------------------------------------	----------

長崎県告示第499号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和2年7月10日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
 名 称 対馬市
 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 (1) 位 置 長崎県対馬市美津島町今里字在家291番13から291番7に至る地先
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 (3) 面 積 6,897.96平方メートル
- 4 埋立地の用途
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 平成3年10月31日付け長崎県指令3漁計許第37号
- 6 閲覧場所
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
 路 線 名 202号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江上町937番1地先から 佐世保市江上町948番1地先まで	前	23.4～41.4	82.2	
	後	22.9～41.6	82.2	

長崎県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市江上町937番1地先から 佐世保市江上町869番4地先まで	令和2年7月10日

長崎県告示第502号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

令和2年7月10日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 対馬市

所 在 地 長崎県対馬市巖原町国分1441番地

代表者の氏名 対馬市長 比田勝 尚喜

代表者の住所 長崎県対馬市巖原町国分1441番地

3 埋立ての区域

(1) 位置

長崎県対馬市上県町檜滝字汐壺688番に隣接する埋立地から同字汐壺699番4及び檜滝字段山728番34から同字段山728番32地先及び同字段山659番、735番、712番、728番チ第1、743番ニ、728番1、728番2、728番第2、728番第3、728番5、728番6、728番9、728番10、728番11、728番12、728番21、728番22、728番23、728番24、728番25、728番イ、728番ロ、728番ハ、728番ホ、728番ヘ第1、728番ヘ第2、728番ヘ第3、728番ヘ第4、728番ト、728番チ第2、728番リ、736番イ、736番ロ、737番1、737番2、741番1、741番2、743番4、743番5、743番6、743番7、743番9、里道筆界未定地の地先

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

46,541.39平方メートル

4 埋立地の用途

公園用地、道路敷、護岸敷

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年9月13日

長崎県指令5河第299号

6 閲覧場所

長崎県対馬市厳原町国分1441番地
対馬市役所

長崎県告示第503号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部において縦覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			山手(15)		
所在地	市町名	大字	字	地番	
	佐世保市	折橋町		188番1の一部、188番3	
		山手町		729番2の一部、729番20、730番1の一部、730番4の一部、731番1の一部、736番2の一部、739番の一部	

長崎県告示第504号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北興局建設部において縦覧に供する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

指定区域の名称			鹿子前(15)	
所在地	市町名	大字	字	地番
	佐世保市	鹿子前町		1133番の一部、1138番の一部、1140番1の一部、1140番2の一部、1140番3の一部、1140番4の一部、1140番5、1140番6、1140番7、1140番8、1140番9、1141番1の一部、1141番2、1143番4の一部、1144番の一部

長崎県告示第505号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和2年度予算に係る補助金等から適用する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 5 学芸文化課関係						別表（第2条関係） 5 学芸文化課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～4 略						1～4 略					

5	長崎県 高等学校 文化 活動費 補助金	県内高校 生の文化 活動内容 の向上を 図り、高 等学校教育 の充実 と青少年 の文化活 動に資す る。	次に掲げる事業 に要する経費		略
			(1)及び(2) 略		
			(3) 略 ア及びイ 略 ウ 各部門参 加に係る会 場使用料及 び賃借料 エ 各部門参 加に係る動 画収録委託 料	(1)～(3) 略 (4) 会 場使 用料 及び 賃借 料 2 分の 1以 内の 額 (5) 委 託料 2 分の 1以 内の 額	
(4)及び(5) 略					
6及び7 略					

5	長崎県 高等学校 文化 活動費 補助金	県内高校 生の文化 活動内容 の向上を 図り、高 等学校教育 の充実 と青少年 の文化活 動に資す る。	次に掲げる事業 に要する経費		略
			(1)及び(2) 略		
			(3) 略 ア及びイ 略	(1)～(3) 略	
(4)及び(5) 略					
6及び7 略					

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム令和2年度税制改正対応（法人関係税等）改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 繁友 英之
- 5 随意契約に係る契約金額
53,460,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月26日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大苑土地改良区
認可年月日 令和2年7月2日
認可しなかった事項 新定款第12条第2項の変更

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和元年6月28日総代会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 勝本西部土地改良区
認可年月日 令和2年6月30日
認可しなかった事項 変更前の定款第29条第1項中「その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合で計算した額の延滞金」との規定を、変更後の定款第34条第1項中「その滞納の日数に応じて金100円につき1日金〇銭の延滞金」に変更すること。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月24日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 竜尾川土地改良区
認可年月日 令和2年6月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月19日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 志佐川土地改良区
認可年月日 令和2年6月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月30日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 大島土地改良区
認可年月日 令和2年6月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月6日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 八斗木土地改良区

認可年月日 令和2年6月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月27日総代会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 土黒土地改良区
認可年月日 令和2年6月30日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月31日総会議決）を認可した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 小豆崎土地改良区
認可年月日 令和2年7月2日

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
福島	県営農村地域防災減災事業	平成28年9月14日	平成31年3月7日

指定構造計算適合性判定機関の判定の業務を行う事務所の所在地の変更（公告）

次のとおり、委任した指定構造計算適合性判定機関より、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和2年7月10日

長崎県知事 中村 法道

- 委任番号 第4号
- 名称及び住所 株式会社 建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 変更する事項 判定の業務を行う事務所の所在地
- 変更内容 神奈川事務所の所在地を神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号から神奈川県横浜市西区高島2丁目12番6号に変更する
- 変更日 令和2年7月13日

公安委員会規則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月10日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

長崎県公安委員会規則第9号

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

安全運転管理者等に対する講習の実施に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する機関又は団体に委託して行うことができる。</p> <p>2 前項において委託する場合は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(講習の実施方法)</p> <p>第4条 講習は、各安全運転管理者等の管理業務の適正を図るために、<u>おおむね</u>年1回実施するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(講習の科目及び時間)</p> <p>第5条 講習は、別表に掲げる講習科目及び講習時間により、交通の実態及び安全運転管理の実情等を勘案して、講習内容の選択を行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(講習計画の作成等)</p> <p>第7条 受託者は、講習の日時及び場所を指定した講習計画を立てて実施するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する機関又は団体に委託して行うものとする。</p> <p>2 前項の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(講習の実施方法)</p> <p>第4条 講習は、各安全運転管理者等の管理業務の適正を図るために、年1回実施するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(講習の科目及び時間)</p> <p>第5条 講習は、別表に掲げる講習科目及び講習時間より、交通の実態及び安全運転管理の実情等を勘案して、講習内容の選択を行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(講習計画の作成等)</p> <p>第7条 受託者は、<u>毎年</u>、講習の日時及び場所を指定した講習計画を立てて実施するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

令和2年7月10日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期日
 - (1) 新規取得講習
令和2年8月24日（月）から同月28日（金）までの5日間
 - (2) 追加取得講習
令和2年8月27日（木）及び同月28日（金）の2日間
- 4 実施場所

長崎市桜町9番6号
長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

- (1) 新規取得講習
15人
(2) 追加取得講習
5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和2年7月13日（月）から同月22日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

- ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通
㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通
a 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- ㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

(イ) 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)の a から e までに掲げる書面
1 通

8 講習手数料

受講する講習の種別に応じ、次に掲げる手数料を、受講申込時に長崎県収入証紙により納付すること。

なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

(1) 新規取得講習

38,000円

(2) 追加取得講習

14,000円

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

10 その他

(1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

(3) 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(4) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110
内線3185）

発
行
者

長
崎
市
尾
上
町
三
番
一
号

電
話
代
表
直
通
表
(八二四
八九五)
二一
一一
一一
四一

印
刷
人
所

長
崎
市
樺
島
町
八
番
十
二
号

株
式
会
社
寺
ク
イ
ツ
ク
ブ
リ
ン
ト
宏
弥